

○後志広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成19年5月31日
条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、広域連合長が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。